旧合併特例法と合併新法との比較

平成17年3月31日　平成18年3月31日　平成22年3月31日

旧法

○合併特例区等の設置
・合併に際して、合併関係市町村の協議により、合併特例区等を一定期間設置できる。

○合併に関する障害除去の特例措置
・地方税の不均一課税、議員の在任特例等

・合併算定替の特例期間10年（＋激変緩和5年）

○合併特例債による財政支援措置

平成17年3月31日までに合併申請

新法

平成17年4月1日以降に合併申請

○総務大臣の定める基本指針に基づき、都道府県が、市町村の合併の推進に関する構想を策定。
○知事が、市町村合併調整委員を任命し、合併協議会に係るあっせん、調停を行わせることができる。
○知事が合併協議会設置又は合併協議推進勧告により、市町村の合併を推進する。

・存置（3万市特例は議員修正により追加・存置）

・段階的に5年（＋激変緩和5年）に短縮
(平成17・18年度に合併した場合の特例期間は9年、平成19・20年度は7年、平成21年度は5年)

平成22年3月31日までに合併

経過措置期間

・新法では廃止

合併

平成18年3月31日までに合併